

会社名 UBSアセット・マネジメント株式会社

所在地 〒 100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア

電話 03(5293)3700 ファックス 03(5293)3785

HPアドレス http://japan1.ubs.com/am/

代表者 代表取締役社長 三木桂一

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第412号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 011-00652号

業務開始年月 平成8年5月28日 資本金 22億円

作成担当者 コンプライアンス&オペレーション
ル・リスク・コントロール部 電話 03-5208-7794

1. 業の種類

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
—	—	—
—	—	—
—	—	—

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
UBS Asset Management AG	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

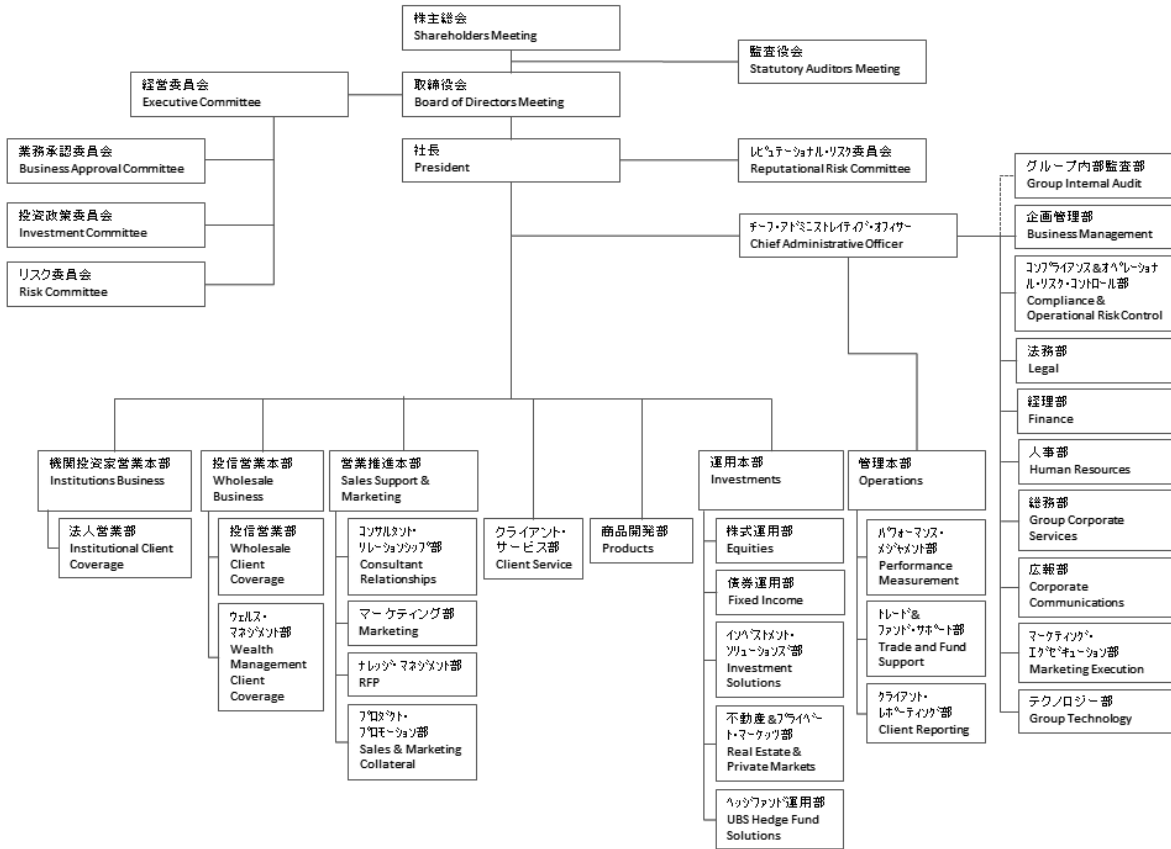
決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年12月期	3,264	12,635	2,230	1,515	4,440
28年12月期	3,268	11,937	1,797	1,106	3,858
27年12月期	1,706	8,991	1,252	792	3,555

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）（平成30年3月末現在）

①役職員総数 115 名②運用業務従事者数 16 名内 ファンド・マネージャー数 13 名、平均経験年数 21 年 9 カ月内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 — 名、平均経験年数 — 年 — カ月
投顧・投信部門兼任者 13 名、平均経験年数 21 年 9 カ月内 調査スタッフ数 3 名、平均経験年数 11 年 8 カ月③日本証券アナリスト協会検定会員数 29 名CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

〈組織図〉

(平成30年3月末現在)



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況 (直近1年度分)

1. 対象期間 平成29年1月1日～平成29年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引			
下記①に該当する法人との取引	該当なし		
下記②に該当する法人との取引	JPMORGAN CHASE BANK	13.6%	
	STATE STREET BANK AND TRUST CO	12.5%	
	BARCLAYS BANK PLC	11.9%	
下記③に該当する法人との取引	UBS LIMITED	3.7%	
	UBS FUND SERVICES (LUX) S. A.	0.7%	
	UBS FUND SERVICES (CAYMAN) LTD	0.4%	
	UBS REALTY INVESTORS LLC.	0.1%	
	UBS AG TAIPEI BRANCH	0.1%	
	UBS SECURITIES ASIA LTD.	0.0%	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	5	960,035	0	0
		私的年金	58	155,552	0	0
		その他	7	49,795	2	24,340
		計	70	1,165,382	2	24,340
	個人	0	0	0	0	
	国内計	70	1,165,382	2	24,340	

海外	法人	年金	0	0	0	0
		その他	4	109,812	0	0
		計	4	109,812	0	0
	個人	0	0	0	0	
	海外計	4	109,812	0	0	

総合計		74	1,275,194	2	24,340
-----	--	----	-----------	---	--------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、3件。

②海外年金内訳（運用+助言）

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	0	1	0	11	8	0	0	0	54
金額	0	106	0	823,440	327,880	0	0	0	123,768

④契約規模別分布状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	16	41	4	10	1	2
構成比(%)	21.6%	55.4%	5.4%	13.5%	1.4%	2.7%
金額	7,310	75,712	28,659	153,798	77,206	932,508
構成比(%)	0.6%	5.9%	2.2%	12.1%	6.1%	73.1%

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社の運用は、グローバルに統合された運用基盤を通じ、お客様へ長期的かつ安定的な成果をお届けすることを目指しています。当社が培ってきた、世界を網羅する多様で幅広い運用手法を駆使し、お客様へ革新的な運用ソリューションを提供することが、当社の目的です。

UBSアセット・マネジメント・グループ全体では世界22カ国に拠点を設け、機関投資家および個人投資家のお客様にきめ細かく多彩な資産運用サービスを提供しています。その運用戦略ラインナップは伝統的資産から非伝統的資産までをカバーし、運用スタイルも多様性に富んでいます。グループの日本における運用・営業拠点である当社では、グループの幅広い運用戦略ラインナップの中から、国内のお客様の投資ニーズにお応えできる運用戦略を厳選してご提供しています。

UBSアセット・マネジメント・グループが提供する運用戦略一覧

伝統的アセットクラス

株式

- グローバル、地域、テーマ型でアクティブ運用商品を提供
- 価格/価値、グロース、クオンツなど多彩なスタイル
- 50名超のアナリストによるリサーチ体制
- サステナビリティ投資における業界リーダー、SRI商品における長年の運用実績
- 過去3年の比較で、76%のファンドが競合を上回る運用成績

マルチアセット・通貨

- グローバル、地域レベルで多様なリスク水準の資産・通貨配分戦略を提供
- 1982年から続く資産配分運用の歴史
- バランス型、グロース傾斜、インカム重視、リスク分散、トータルリターン型など様々な戦略を採用

債券、マネーマーケット

- グローバル、地域、単一市場、複数市場を対象とした戦略
- アンコンストレインド型 通貨戦略を提供
- 40名超のアナリストによるリサーチ体制
- マネーマーケットにおいては35年超の運用実績を持つ主要プレイヤーの一角
- 過去3年の比較で、60%のファンドが競合を上回る運用成績

オルタナティブアセットクラス

ヘッジファンド

- シングルマネージャー(オコナー)
- 機関投資家、富裕層向けに4,000億円超の運用残高
- 複数戦略を駆使した旗艦ファンドや単体ファンドを提供
- 3大陸にまたがる運用体制
- マルチマネージャー
- 4兆円以上の運用残高を持つ世界2位のマルチマネージャー
- 機関投資家、富裕層向けに20年超の運用実績
- 60名超のスペシャリストによる運用体制

不動産、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ

- 不動産
- グローバル、地域毎の戦略を持ち、業界有数のプレゼンス
- 19カ国の約2,000件もの物件に投資、75年に渡る運用実績
- サステナビリティを重視
- インフラストラクチャー
- グローバルに、イーランド重視の戦略
- コミンガルにも、オーダーメイドにも対応可能
- 90年代前半からの運用実績
- マルチマネージャー
- 多彩なマネージャーを組み合わせた戦略を持ち、業界有数のプレゼンス
- 機関投資家へ2004年からインフラストラクチャー投資を提供
- 「ワンストップ・ショップ」として洗練されたプライベート・エクイティ戦略を提供

(注) 上記には現在日本のお客様へご提供していない運用戦略も含んでおります。各運用戦略の詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

9. 投資に関する意思決定プロセス

PLAN：基本方針の決定

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関である「投資政策委員会」において、運用の基本方針を決定します。具体的には、運用戦略の基本方針の承認、重要なリスク指標や運用ガイドラインの承認、等を行います。委員会は、原則として月次で開催され、運用本部長、運用本部を構成する各運用部の責任者、各資産クラス等の運用担当者等が参加します。

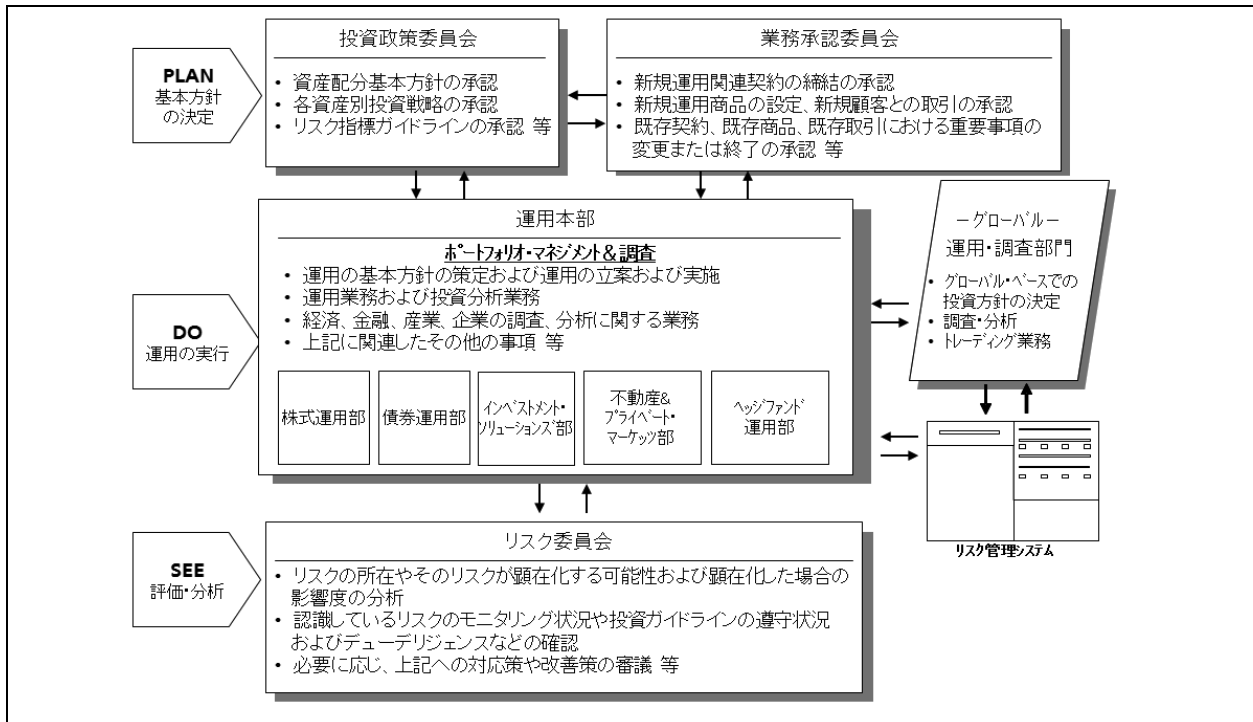
DO：運用の実行とリスク管理・分析

運用本部を構成する各運用部は、上記で決定した基本方針に則りつつ、夫々の運用戦略の運用方針を策定・実行します。売買執行においては常に最良執行を心掛けます。運用担当者によるリスク管理では、UBSアセット・マネジメント・グループの海外拠点が開発したリスク管理システム等を活用します。一方、運用ガイドラインの遵守状況の確認プロセスとしては、企画管理部が遵守状況を定期的にモニタリングし、関係者（営業各本部、運用本部、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部）にガイドライン・チェック・リストを回付、確認します。

万が一、運用ガイドラインからの乖離が発見された場合には、早急に運用本部の運用担当者に連絡し事実確認を行った上で、コンプライアンス・オフィサーおよび関係者間で協議を行い、必要に応じてポートフォリオの修正を要請します。また運用ガイドラインの遵守状況、および何らかの対応を行った場合には、その内容をリスク委員会（月次開催）に報告します。

SEE：整合性チェック

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関である「リスク委員会」が中心となり、運用状況の事後的なモニタリングを実施します。具体的には、運用状況の報告を受けて、投資目標/方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討/分析するとともに、パフォーマンス向上のための対応策を審議します。



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資顧問料率表 (年率表示)

以下は当社の標準的な報酬体系です。ただし、契約資産の性質および運用方法などにより、お客様と協議の上、標準料率と異なる料率になる場合があります。また、最小契約資産額は、ご相談の上、決定させていただきます。

料率 (税抜)				
投資資産額	国内株式 及びCB	国内債券	外国株式	外国債券
25億円までの部分	年0.70%	年0.40%	年0.825%	年0.500%
25億円超50億円までの部分	年0.65%	年0.35%	年0.775%	年0.450%
50億円超100億円までの部分	年0.55%	年0.30%	年0.700%	年0.425%
100億円超150億円までの部分	年0.50%	年0.25%	年0.675%	年0.400%
150億円超200億円までの部分	年0.45%	年0.20%	年0.650%	年0.375%
200億円超300億円までの部分	年0.40%	年0.15%	年0.600%	
300億円超の部分	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議

11. その他、特記事項

UBSアセット・マネジメント・グループは、世界の投資家の皆様から約88兆円（2018年3月末現在）の資産をお預かりしています。グループにとって、国内外の投資家との長期的な信頼関係の構築とそれに基づくビジネスの発展は、健全かつ安定的な経営の実現に必要な不可欠な要素であり、運用体制の強化、運用戦略の多様化、運用報告などのクライアント・サービスの拡充、長期的な視点からの優れた人材の確保、先進的なシステムの導入など、お客様へのサービスの向上に努めて参りました。

国内の投資家とのお取引の深耕は、1972年の事業開始（当社の前身であった日本ポートフォリオサービス株式会社が同年に発足・事業開始）以来、最優先の経営課題のひとつであり、長期的な信頼関係の構築と優れた運用サービスの提供に努力して参りました。国内のお客様の多様化するニーズにお応えするべく、株式や債券といった伝統的な資産クラスに留まらず、オルタナティブの運用に至るまで、更なる運用力の強化・向上や、在職年数の長い担当者を通じたクライアント・サービスの充実に努力しております。

こうした取り組みの結果、当社の収益基盤は、国内年金や金融機関を中心とする機関投資家向け運用ビジネスと投資信託委託業により、バランス良く構成されており、引き続き一分野に偏ることなく適切なバランスを確保することにより、健全かつ安定的な経営基盤の維持に努めて参ります。

今後とも更なる運用体制の強化と運用サービスの拡充により、お客様の資産運用に貢献して参ります。

会社名 UBPインベストメンツ株式会社

所在地 〒 100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目9番1号 日比谷サンケイビル11階

電話 03-5220-2111 ファックス 03-5220-2574

HPアドレス http://www.ubpinvestments.com

代表者 代表取締役社長 吉原 和仁

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第192号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 012-02386

業務開始年月 平成19年2月 資本金 2.75億円

作成部署 業務本部 電話 03-5220-2571

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
ユニオン・バンケール・プリ ヴェ・ユービーピー・エス・エー	100%		

4. 財務状況(直近3年度分)

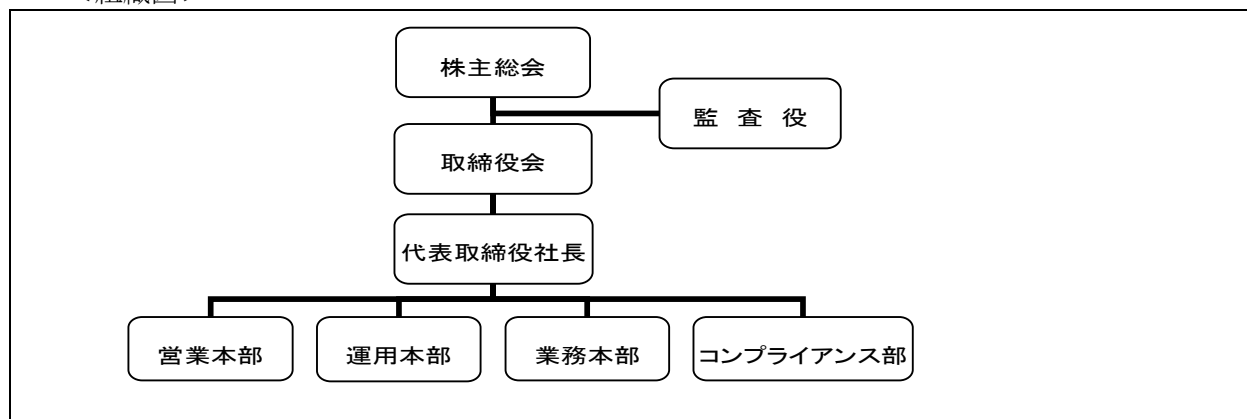
(単位: 百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
30年 3月期	654	1,245	115	73	862
29年 3月期	930	1,563	137	-5	788
28年 3月期	1,971	2,550	232	134	794

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 21名②運用業務従事者数 5名内 ファンド・マネージャー数 3名、平均経験年数 22年 7ヵ月内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月内 調査スタッフ数 2名、平均経験年数 20年 4ヵ月③日本証券アナリスト協会検定会員数 5名CFA協会認定証券アナリスト数 1名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成 29年 4月 1日～平成 30年 3月 31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	ユニオン・バンケール・プリヴェ (ヨーロッパ) エス・エー	83. 1%	外国為替取引、相手方は親会社の子会社
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（平成 30年 3月末現在）

（金額単位：百万円）

国	法	人	投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
内	法	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	11	18,240	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	11	18,240	-	-
	個人	-	-	-	-	
		国内 計	11	18,240	-	-

海	法	年金	-	-	-	-
		その他	5	60,115	-	-
		計	5	60,115	-	-
外		個人	-	-	-	-
		海外 計	5	60,115	-	-

総合計			16	78,355	-	-
-----	--	--	----	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況（平成 30年 3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	1	3	-	1	-	11
金額	-	-	-	959	10,277	-	48,879	-	18,240

④契約規模別分布状況（平成 30年 3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	8	6	1	1	-	-
構成比(%)	50.0%	37.5%	6.3%	6.3%	-	-
金額	3,389	19,905	6,182	48,879	-	-
構成比(%)	4.3%	25.4%	7.9%	62.4%	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

◆ UBPは、「運用商品の革新性が投資利回りの向上をもたらす。」を企業理念とし、46年前に未知の世界であったヘッジファンドに投資し成功を収めました。現在も世界中の資産クラスを調査・分析し、収益機会のチャンスを機動的に捉え、投資家の皆様に革新性の高い運用商品をご提供できるよう日々研鑽しています。

投資家であるお客様の悩みをお聞きし、解決策と一緒に考える営業部門、内部運用に拘らずベストな資産クラスを選択し、ベストな運用者を目利きする運用部門、具体的なスキームを組成する業務部門を有し、ローカルに根ざしたグローバルなソリューション・プロバイダーを目指します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

◆ 投資委員会において、

- 1) 魅力ある資産クラスの選定
- 2) 新規採用マネージャーの採用
- 3) マルチアセットポートフォリオの資産構成比

を適宜決定します。

意思決定に際し、UBPのグローバルな調査体制を最大限活用します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約については、運用商品や投資スタイル、契約資産額等を勘案して、事前に個別協議の上決定します。投資顧問（助言）契約につきましても、助言の範囲・内容等により、また、契約資産額等を勘案して、事前に個別協議の上決定します。

11. その他、特記事項

◆ UBPグループ概要

スイスのジュネーブに本拠を置く独立系資産運用専門銀行（プライベートバンク）です。事業は主に営業部門（プライベートバンキング、機関投資家営業）と運用部門（インベストメントマネジメント、オルタナティブインベストメンツ）からなります。外部マネージャーとの提携を含め、株式運用、債券運用、ヘッジファンド等多様な商品ラインナップを有します。

2017年12月末の運用資産残高は、約1,253億スイスフラン、従業員数は1,697名、拠点数は世界23か所です。自己資本比率27.5%と強固な財務基盤を誇ります。

◆ UBPグループの沿革

長期に亘り独立性を維持した歴史と実績

- 1969年 エドガー・デ・ピッチョットによりスイス・ジュネーブに設立
- 1972年 ヘッジファンドへの投資を開始
- 1986年 最初のファンド・オブ・ヘッジファンズ「ディンベスト」運用開始
創業者エドガー・デ・ピッチョットは1980年代からジョージ・ソロスのファンドのアドバイザーボードに名を連ねる等、ヘッジファンド黎明期から業界と深い関係を持つ。
- 2002年 ロングオンリーのマネージャー・オブ・マネージャーファンドの運用を開始
- 2008年 ファンド・オブ・ヘッジファンズの運用残高、世界第1位に
- 2011年 ABNアムロ銀行（スイス）AGを買収
- 2012年 Nexar Capital Groupを買収
- 2013年 ロイズ・バンキング・グループのプライベートバンキング部門を買収
- 2015年 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド傘下のインターナショナル・プライベートバンキング及びウェルスマネジメントの国際事業部門を買収

◆ UBPグループの拠点

世界23拠点



会社名 株式会社ユーロ・ジャパン・コーポレーション

所在地 〒 112-0002 東京都文京区小石川 5-29-8

電話 03-5689-8157 ファックス 03-5689-8167

HPアドレス

代表者 浅見 誓男

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第468号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 010-0012

業務開始年月 昭和53年11月1日 資本金 1.8億円

作成部署 浅見 誓男 電話 03-5689-8157

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	本店	文京区小石川 5-29-8
子会社	ユーロ・ジャパン・ドイツ	ドイツ フランクフルト

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
鳩山 エミリー	50%		%
浅見 誓男	27%		%
浅見 由紀江	23%		%
			%

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位:百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年9月期	10	10	3	2	111
28年9月期	10	10	7	△2	109
27年9月期	10	10	2	1	110

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①~③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 5 名

②運用業務従事者数 3 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 48 年 〃 月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 〃 名、平均経験年数 〃 年 〃 月

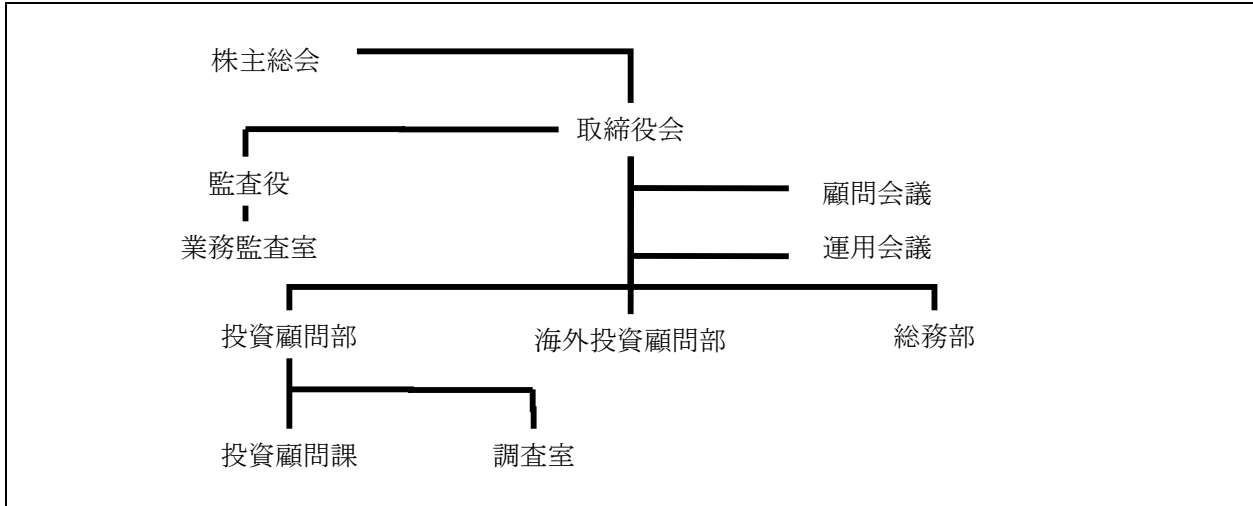
投資顧問・投信部門兼任者 〃 名、平均経験年数 〃 年 〃 月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 20 年 〃 月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 〃 名

CFA協会認定証券アナリスト数 〃 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成28年10月1日～平成29年9月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	
下記①に該当する 法人との取引		0.0%	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	光証券	100.0%	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		0.0%	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	3	900
		計	0	0	3	900
		個人	11	1,642	-	-
		国内計	11	1,642	3	900

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人	-	-	-	-	
	海外計	0	0	0	0	

総合計		11	1,642	3	900
-----	--	----	-------	---	-----

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は 3 件。

②海外年金内訳（運用+助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	11	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	1,642	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	11	-	-	-	-	-
構成比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	1,642	-	-	-	-	-
構成比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

投資顧問業は、特定少数の投資家の為に存在すべきとの、創業時からの信念のもとに、常に顧客との連携の下に運用を行っています。

旧投資顧問業法施行時点・協会創立時点からの投資顧問会社が減少する中で、その時点の精神を忘れずに、「真の投資顧問会社とは何か」を常に念頭に入れ、「今は小規模の会社になったが、真の顧問会社とは如何にあるべきか」を同時に考えているものです。

運用の基本は、「如何にリスクを軽減するか」にあると考え、長期的な視点に基づいた保守的な運用を心がけております。

尚、約7年前より、営業活動を停止し、かつてのお客様を含めた新規の契約はご紹介などがありましてもお断りしていますことを、この場をお借りして、申し添えさせて戴きます。

9. 投資に関する意思決定プロセス

弊社は、現在、規模も小さくなり、業容も縮小しております。

その為、常に、顧客・社内スタッフが緊密な連絡をとり、投資家である顧客の要望に沿った運用をすべく、万全の措置をとっております。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬は基本顧問料と成功報酬の双方をお願いしております。

但し、顧客の希望で、そのどちらかに限ることもありますが、上限は規程の範囲内にしております。

投資助言報酬は、現在は、助言する運用金額を定めた助言に対する報酬と、情報提供だけの助言報酬に分かれております。

会社名 株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ

所在地 〒 103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5番15号 田中八重洲ビル7階

電話 03 (5299) 6901 ファックス 03 (5299) 6937

HPアドレス http://www.yuki-japan.com

代表者 代表取締役 佐藤 広彦

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第2484号 登録年月日 平成22年12月22日

協会会員番号 012-02464

業務開始年月 平成23年2月1日 資本金 3.471455億円

作成部署 コンプライアンス部 電話 03 (5299) 6901

1. 業の種類

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
株式会社ユキアセットマネジメント	99.0%		%
押谷 孫 行	0.5%		%
押谷 孫 敬	0.5%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況 (直近3年度分)

(単位：百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
30年3月期	234	234	53	43	152
29年3月期	76	76	△49	△52	75
28年3月期	80	80	△41	△42	66

5. 組織 (証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 6 名

②運用業務従事者数 3 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 14 年 9 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

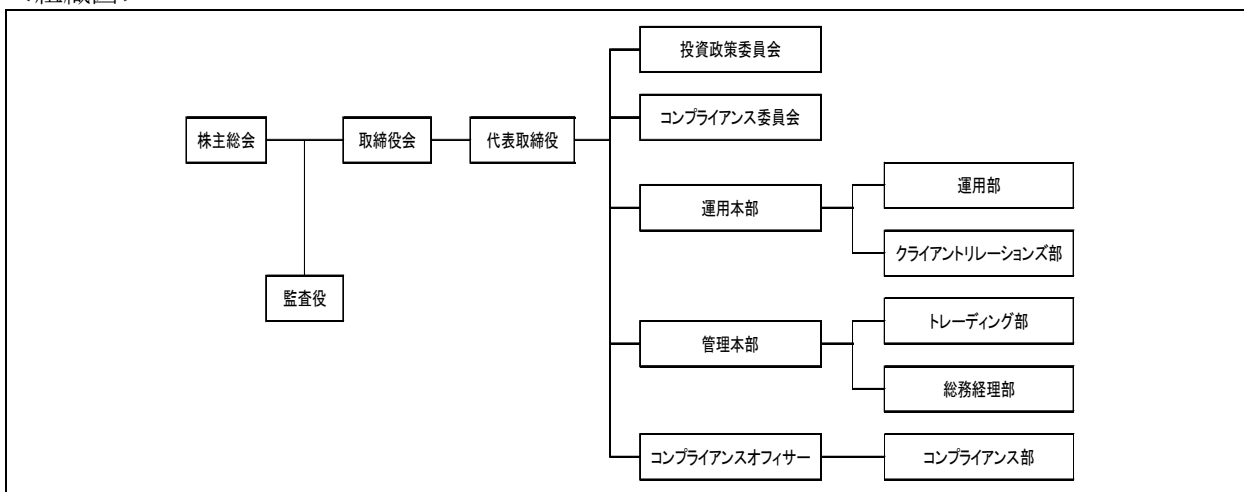
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	モルガン・スタンレーMUFG証券	18.2%	
	野村證券	81.8%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	2	1,212	-	-
		計	2	1,212	-	-
		個人	5	1,522	-	-
		国内計	7	2,734	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	2	32,399	-	-
		計	2	32,399	-	-
	個人	-	-	-	-	
	海外計	2	32,399	-	-	

総合計			9	35,133	-	-
-----	--	--	---	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 0件。

②海外年金内訳（運用+助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	4	-	-	-	-	-	1	-	4
金額	33,711	-	-	-	-	-	1,116	-	307

④契約規模別分布状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	5	3	-	1	-	-
構成比(%)	55.6	33.3	0.0	11.1	0.0	0.0
金額	327	3,523	-	31,284	-	-
構成比(%)	0.9	10.0	0.0	89.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【運用理念】

株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ（YMR）は、お客様からお預かりした資産を減価させないことを基本として、市場を上回る継続したパフォーマンスの達成を目標としています。投資企業の選定は、社会に貢献している企業群を直接訪問・取材することで発掘するボトムアップのプロセスを愚直に繰り返して行い、この実践を通してお客様、投資先企業と共にリターンを分かち合うことを目的としています。

YMRは、この基本を忠実に、永続して行う会社です。

【運用スタイル】

YMRは、グロースタイプのアグレッシブ運用を行う独立系の運用会社です。

上場株式のロングのフルインベストメントをスタイルとしております。

9. 投資に関する意思決定プロセス

【ポートフォリオの構築プロセス】

(1) YMRでは、株式会社ユキインベストメントとの投資顧問契約に基づき投資助言をうけ、同社所有の評価モデルにて、上場企業約3,700社の分類及び銘柄の絞込みを行い、質の高い運用サービスの提供に努めております。

(2) YMRは、運用戦略に基づき、運用計画を策定し、(1)にて絞込まれたユニバースの銘柄に対し、徹底したボトムアップ・リサーチでEPS（1株当たり利益）予測を行い、再度前述評価モデルを用いて、銘柄を絞込み、加えて株式市場のエネルギー分析を行い、ファンドの組入れ銘柄を決定します。

(3) 上記(2)の決定に基づき売買執行し、結果、ファンドのポートフォリオが構築されます。ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

- ・ 前述のポートフォリオ構築プロセスにて、銘柄の絞込みを行うと、同等のリスクでもより高いリターンを得ることができるファンドの構築が可能となります。
- ・ YMRでは、ファンド運用にかかわる設計段階にてその品質及び特性を盛込み、前述のポートフォリオ構築プロセスにより、設計どおりのリスク・リターンを得ることができるファンドの構築を目指します。
- ・ また、原則月次で開催される投資政策委員会において、運用に関するすべての重要事項、今後の方針の決定、モニタリング等を行います。具体的には、先月の運用状況の報告、運用に関するコンプライアンス遵守状況の報告、ポートフォリオの分析、今後の見通し等です。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約における運用報酬は、個別に決定することとしております。

会社名 ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社

所在地 〒 107-0052 東京都港区赤坂 5-4-15 ARA赤坂ビル 4階

電話 03-6229-8760(代) ファックス 03-6229-8761

HPアドレス <http://www.umj-jp.com>

代表者 代表取締役 小柴 正浩

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第1119号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 第011-01362号

業務開始年月 平成16年12月15日 資本金 0.7億円

作成担当者 業務企画管理部 電話 03-6229-8756

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
小柴正浩	50.00%		%
有限会社小柴・ホールディングス	40.69%		%
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	5.52%		%

4. 財務状況 (直近3年度分)

(単位：百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
30年3月期	3,077	3,082	1,461	911	2,182
29年3月期	1,537	1,540	409	254	1,296
28年3月期	1,212	1,232	287	249	1,042

5. 組織 (証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 16 名

②運用業務従事者数 10 名

内 ファンド・マネージャー数 9 名、平均経験年数 16年 7ヵ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

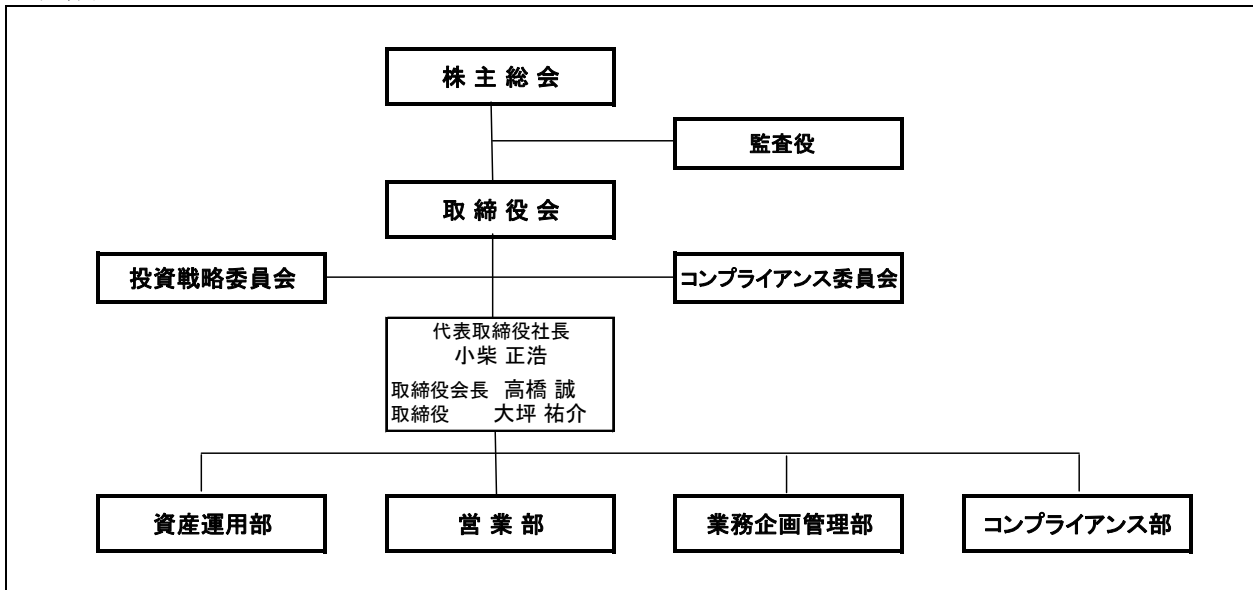
投顧・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヵ月

内 調査スタッフ数 1名、平均経験年数 15年 3ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 6 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0. %	
下記①に該当する 法人との取引		0. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	ゴールドマン・サックス証券株式会社	38.7%	
	野村証券株式会社	13.2%	
	SMBC日興証券株式会社	13.1%	
下記③に該当する 法人との取引		0. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	1	418	-	-
		その他	4	2,268	-	-
		計	5	2,686	-	-
	個人		16	3,507	-	-
	国内計		21	6,193	-	-
海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	10	89,539	-	-
		計	10	89,539	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外計		10	89,539	-	-
総合計			31	95,732	-	-

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用+助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	8	-	-	-	-	23	-	-	-
金額	89,194	-	-	-	-	6,537	-	-	-

④契約規模別分布状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	23	4		4	-	-
構成比(%)	74.2%	12.9%		12.9%	0.0	0.0
金額	3,201	6,979		85,552	-	-
構成比(%)	3.3%	7.3%		89.4%	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

1. 運用哲学

(1) 企業の本源的価値の見極め

株価はさまざまな要因（会社の基本的な変化、マクロ経済環境、市場内の需給バランス等）により変動するが、長期的には本来の価値に着地すると考える。投資機会とそのリターンを得るためには、現在の株価と本源的価値との差異を見極めることが鍵となる。

(2) 厳格なリスク管理

リスクを抑えながら高いリターンを得るため、厳密なリスク管理を行う。

(3) 市場環境は投資アイデアに影響を与える

投資アイデアは、マクロ要因、業種トレンド、ファンダメンタルズ及びテクニカル分析などを総合した分析結果に基づき決定すると同時に、市場の状況をも考慮する必要がある。

2. 運用スタイル

日本株ロング・ショート戦略では、徹底した個別株の選択によりポートフォリオの構築を行う。これにより、市場との連動性を比較的低くし、同時に他の資産やファンドとの相関も低くすることを可能としている。銘柄の選択は、経営者との面談、個別企業の訪問、アナリストとのミーティングを通じて、割安の株式を発掘してロングポジションとし、また将来性が見込まれない株式をショートポジションとする戦略である。リスク管理を徹底し、リスク調整後のリターンの最大化を目指す。

9. 投資に関する意思決定プロセス

1. 運用方針の決定：投資戦略委員会において決定する。

2. 運用の実行：資産運用部が運用方針に従い運用を行う。

(1) 投資対象銘柄の選定：

上場株式を対象として広い範囲から選別し、業種・規模の偏りを避け、分散投資に努める。

(2) 銘柄の絞り込み：

個別銘柄の流動性に配慮し、ポートフォリオの全体に占めるウエイトを考慮する。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

【投資一任契約に係る報酬について】

1. 投資一任契約報酬（年次）：

原則として固定額（30,000円（年間、消費税別））をお支払いいただきます。

※契約資産額と運用内容に応じ、個別に設定させていただきます。そのため、事前に上限額等を表示することができません。

2. その他の費用等：

投資一任契約に基づき、個別ファンドへ投資する場合には、間接的に下記の費用を負担していただくこととなります。（ファンドの運用者が当社である場合、下記（1）及び（2）の報酬を受領します。）

※ファンドにより料率等が異なるため、また（3）は運用の状況により変動するため、事前に上限額等を表示することができません。

(1) 運用報酬（年次）：純資産総額に固定料率をかけて計算

(2) 成功報酬（年次）：運用成績に固定料率をかけて計算

(3) 有価証券売買委託手数料

(4) 管理会社・監査に対する諸費用等

11. その他、特記事項

当社は、2004年12月に様々な高い運用能力を持った人材に対して最適な運用環境を提供し、その運用能力を国内外の投資家に提供することを目的に設立されました。日本株をはじめ、様々な資産クラスにおいて多様な運用能力を発揮し、最適なリスク調整後のリターンを様々なニーズを持った投資家に提供していくことが、当社の社会的な役割であると認識しています。